

# 令和3年度税制改正に関する 要 請 書

【令和2年11月】

福島県町村議会議長会

会 長 渡 邊 一 夫



# 令和3年度税制改正に関する要請

我が国は「人口減少の克服」と「地方創生の実現」という喫緊の課題に、国・地方を挙げて取り組んでいるが、町村の現状は、急速な少子高齢化、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱え、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

町村が感染症対策と経済対策を確実に実施しながら、持続可能な活力ある地域を創生していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、町村にとって命綱である地方交付税の安定的確保等により、自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和3年度税制改正にあたっては、次の事項の実現を強く要請する。

## 1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、次の事項を講じること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

## 2. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう、次の事項を講じること。

- ① 税収が安定的に確保できるよう制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないようにすること。

- ② 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であるので、現行制度を堅持すること。
- ③ 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産税の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ④ 土地の負担軽減措置等については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。

### 3. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく、山林原野の多い市町村にとって極めて貴重な財源となっている。

ゴルフ場所在市町村では、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

### 4. 電気・ガス事業等法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス事業等に対する法人事業税については、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。

また、法人事業税収の一定割合が令和2年度以降、市町村へ交付され、市町村にとって貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

## 5. 車体課税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施していくためには、社会インフラ財源の確保が極めて重要であるので、車体課税に係る地方税収の確保に向け、次の事項を講じること。

- ① 環境性能割の税率区分の見直し等にあたっては、より低い税率を適用する対象を最新の燃料基準を達成した自動車に絞るなど、技術開発の動向を踏まえた基準の切替えや重点化を行うとともに、町村財政への影響に留意すること。
- ② 自動車関係諸税のあり方を中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

## 6. 個人住民税の充実確保等

個人住民税のあり方の検討にあたっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや、応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな課税控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

## 7. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により大幅な減収が見込まれることから、減収を補うための新たな制度の創設など財政支援措置を講じること。

## 8. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、町村の基幹税務システムの標準化の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえるとともに、団体の規模に応じた人的・財政的支援を講じること。

## 9. 過疎地域を対象とした税制措置の継続

令和3年3月末をもって期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎地域を対象とした「事業用設備等に係る特別償却」の税制措置を引き続き講じること。

## 10. 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設

災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進するため、登録免除税や不動産取得税の特例措置を創設すること。

## 11. 文化観光の推進に資する古民家等の取得に関する特例措置の創設

文化観光推進法に基づき実施される事業において、古民家等文化財の取得に係る不動産取得税について軽減措置を講じること。